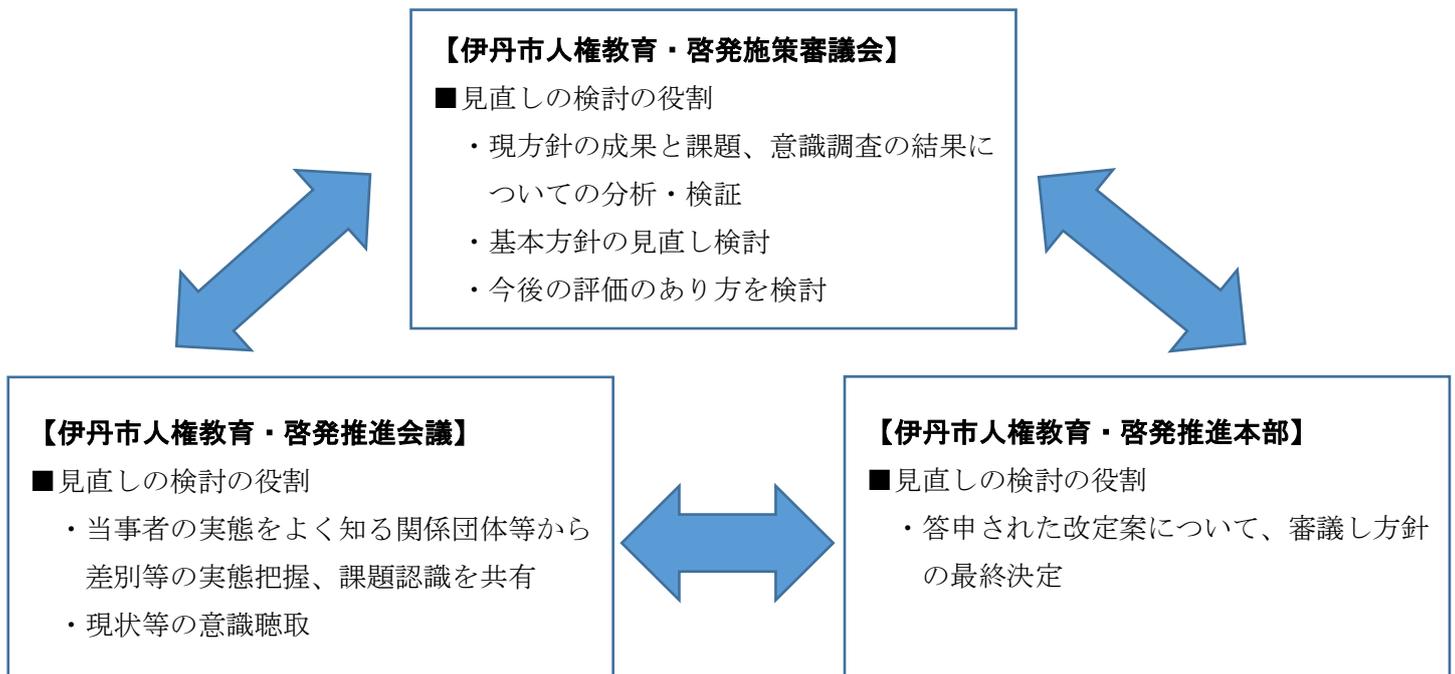


伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針見直し体制



参考：伊丹市人権教育・啓発推進本部

(所掌事項)

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する施策の基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他人権教育及び人権啓発の推進に関すること

(組織)

本部長：市長

副本部長：副市長及び教育長

本部長：理事、市長付参事、会計管理者、各部局長

参考：伊丹市人権教育・啓発推進会議

(所掌事項)

推進会議は、本市の人権教育及び人権啓発の施策に係る事項並びに伊丹市立人権啓発センターの運営に関する事項について検討し、市長に意見を述べる。

(組織)

委員 10 人以内で組織する。

一	選出区分	活動歴・所属等	一	選出区分	活動歴・所属等
1	学識経験者	元小学校長	6	障がい者	伊丹市身体障害者相談員
2	学識経験者	元小学校長、元総合教育センター長	7	同和問題	部落解放同盟伊丹支部書記長
3	女性	NPO 法人あなたらしーく副代表理事	8	外国人市民	元公立高校教員
4	子ども	児童くらぶ担当指導員	9	人権啓発センター利用者	伊丹人権擁護委員
5	高齢者	伊丹市老人クラブ副会長	10	公募市民	伊丹市人権教育指導員